●香川県告示第２０２号

生活保護法（昭和25年法律第１４４号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和３年４月20日

香川県知事　浜　田　恵　造

指定年月日	名　　称	所　在　地
平成31年１月１日	藤村歯科医院	観音寺市大野原町大野原1356番地１
令和元年９月１日	医療法人パール歯科クリニック	観音寺市南町５丁目５番７号
令和２年１月21日	いその歯科クリニック	観音寺市木之郷町１１８番地１
令和２年４月２日	あきやま歯科	坂出市室町１丁目２番23号
令和３年２月10日	三宅歯科医院	三豊市山本町財田西３１５番地
令和３年３月１日	げんき歯科・矯正歯科	丸亀市金倉町1437番地11